

明石市上下水道事業経営審議会の審議状況について

上下水道局では、令和6年10月31日に第1回 明石市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を開催し、水道事業の経営基盤の強化及び次期水道事業経営戦略の策定について集中的に審議頂いているところです。

令和7年6月議会の常任委員会では、第1回から第4回までの審議内容について中間報告しましたが、本委員会では、第5回から第7回までの審議内容及び今後の予定について報告します。

1 審議状況

(1) 実施内容

日程及び主な審議内容	決定及び確認事項
【第5回】令和7年9月2日 ・財政シミュレーションの前提条件及び目標設定 ・料金体系の方向性	【前提条件及び目標設定】 ・物価上昇率：2.0% ・企業債利率：2.5% ・資金残高目標：水道料金収入の6か月分 【料金体系の方向性】 ・起債依存率：40%（上限） ・資産維持費は令和9～16年度（8年間分）の施設更新に必要な費用を見通して設定 ・原価割れ及び逓増度を改善 ・基本水量を解消（基本水量なし）
【第6回】令和7年11月18日 ・料金表（案） ・次期経営戦略の骨子 ・経営資源としてのヒト、情報のあり方	【料金表】 ・基本料金割合：31.9% ・従量料金割合：68.1% ・基本料金は「水道料金算定要領」に準拠して設定 ・従量料金は再検討 【次期経営戦略（ヒト・情報）】 ・民間活力を活用しつつ、非常時にも対応できる人材確保、育成を実施 ・時代に即した情報発信方法を検討したうえで広報活動を充実化
【第7回】令和8年1月26日 ・料金表（最終案） ・次期経営戦略（案） ・答申（案）	【料金表】 ・負担の公平性の観点のもと、水量区分数を減らし、使用水量に応じた負担となる従量料金に設定 【次期経営戦略・答申】 ・概ね問題ないが、会長と事務局で最終的な調整を行い、書面審議を経たうえで最終版を確定

(2) 委員からの主な意見

【第5回審議会】

- ・ 財政シミュレーションに波があるため、世代間で負担を平準化すべき。
- ・ 多量使用者の料金が高くても、他事業体と比べて合理的なら問題ない。
- ・ 多様な世帯構成に応じた公平性が必要。
- ・ 生活困窮者支援は水道料金ではなく福祉政策で対応すべき。
- ・ 段階的料金改定はシステム改修などでコスト増になる。
- ・ 料金改定時には改定率と改定額の両方を説明し理解を得る必要がある。
- ・ 市民が自由に意見できるよう広報を充実させるべき。

【第6回審議会】

- ・ 逡増料金は過去の水需要増加時の合理策であり、現在は段階的に解消すべき。
- ・ 一般家庭に大きな影響を与える料金体系は避けるべき。
- ・ 従量料金区分は一気に均一化せず段階的に減らすべき。
- ・ 生活困窮者には料金負担増に対する配慮が必要。
- ・ 職員数削減や委託は難しいため、他事業体との連携を強化すべき。

【第7回審議会】

- ・ 公平性の観点から、少量使用者に一定負担を求めることは合理的であり、致し方ない。
- ・ 少量使用帯の従量料金は、全使用者が支払う金額であることを市民等に対して説明すべき。
- ・ 従量料金区分は、将来的に3区分を目指すべき。
- ・ 答申の内容（料金改定、経営戦略）の市民への周知は、分かりやすく丁寧に実施すべき。

(3) 料金表（審議会案）

基本料金（税抜、1ヵ月あたり）				
用途	メーター口径	現行（円）	料金案（円）	差額（円）
一般用 湯屋用 工事用	25mm以下	870	990	120
	40mm	4,070	5,430	1,360
	50mm	8,550	13,170	4,620
	75mm	15,870	26,580	10,710
	100mm	24,930	51,850	26,920
	150mm	52,940	135,230	82,290

従量料金（税抜、1ヵ月あたり、1m ³ につき）				
用途	使用水量	現行（円）	料金案（円）	差額（円）
一般用	～ 5m ³	0	52	52
	6～10m ³	10		42
	11～20m ³	139	141	2
	21～30m ³	191	192	1
	31～40m ³	254	255	1
	41～50m ³		27	
	51～2,500m ³	274	281	7
	2,501m ³ ～	291		▲10
湯屋用	1m ³ につき	75	75	—
工事用	1m ³ につき	660	660	—

2 答申の概要

審議会からは、以下の内容の答申を受ける予定です。

(1) 経営基盤の強化策

今後も老朽施設の計画的な更新等を着実に実施し、水道事業の健全な運営かつ適正な水道料金収入を確保して経営基盤を強化するためには、水道料金改定が避けられないことから、以下に示す項目をもとに水道料金改定に向けた取組を進めること。

- ①料金改定時期 2027年（令和9年）4月1日
- ②料金改定率 約21%（平均改定率）
- ③料金体系 基本料金と従量料金からなる二部料金制を維持、基本水量は廃止、逡増度を緩和、原価割れの改善

(2) 明石市水道事業経営戦略

審議会が計画期間12年としてとりまとめた経営戦略をもとに、以下の優先取組事項を踏まえて、明石市水道事業の最上位計画である「明石市水道事業経営戦略」を策定すること。

- ①安定給水 水源転換による安定水源の確保
- ②コスト抑制 実現性を有しコスト抑制につながる計画的管路更新
- ③健全経営 安定的に料金収入が確保できるスキームの構築

(3) その他

審議会における各委員からの意見を集約してとりまとめた附帯意見について、実施及び検討すること。

- ①利用者への周知 わかりやすく丁寧な説明及び広報の実施
- ②生活弱者への配慮 一般会計の負担のもと、減免制度の検討
- ③持続可能な経営改善 水道事業を担う職員を確保したうえで、多様な視点からの経営改善を実施
- ④目指すべき料金体系 最小限の従量料金区分の採用に向けた検討

3 今後の予定

- 令和8年3月13日 ・瓦田審議会会長から市長へ、答申書を手交
- 令和8年度上半期 ・答申の内容について市民意見公募を実施
- ・議会説明及び水道条例改正
- 令和8年度下半期 ・新水道料金についての広報及び市民説明会を実施
- ・市民意見公募結果等を踏まえて経営戦略を策定
- 令和9年4月1日 ・新水道料金の適用開始（6月又は7月検針分から新料金で徴収）